

コンセプトは「わかる言葉」と「理解できる工夫」

基礎講座(主要4科目編)〈マイナー科目編〉で使用する「スタンダード合格テキスト」は、司法書士試験全科目の基礎知識を習得するテキストです。初めて法律を学習する人でも、法律の体系や基本知識がしっかりと身につくようにコンパクトにまとめています。

特長1 法律論点を視覚的に理解できる!

ケーススタディが豊富に設けられ、具体例が示されているので、法律論点を具体的に視覚的に理解でき、知識の定着を促します。

特長2 学習に必要な情報が満載!

重要条文はもれなく掲載されており、その都度、六法にあたる手間を省くことができます。また、本試験の出題履歴も表示されており、重要箇所の把握に大いに役立ちます。

特長3 学習しやすいレイアウト!

行間や余白が広いため書き込みがしやすく、情報をこのテキスト一冊に集約できます。また、細かな項目分けがなされているため飽きずにスラスラ読み進むことができます。



※表紙デザインは変更となる場合がございます。

▶ Topics 方向感!

何を学習するのか、どこが重要かを明らかにすることで、学習の目的や方向性を明確にすることができます。

第4章 法律行為

第4章 法律行為

【ポイント】この章は、物権学の方にとっては多少分かりにくいかもしれない。しかし、契約等の基礎的なことを学べることで基礎を固めておかなければならない事項なので、何となく確認していただきたい。

【ケーススタディ】
AとBは、Aの所有する自動車Bに100万円で購入契約をした。この契約によって、どのような法的な効果が生ずるか。

A ← 売却 → B
B ← 買収 → A

1 法律効果、法律要件、法律事実
売買契約がされると、その物の所有権は売主から買主に移転する(買主が所有主となる)。また、買主は売主に対して「物を引き渡して」と請求することができる。反対に売主は買主に対して「代金を払って」と請求することができる。少し言いかえすと、売買契約という要件(法律要件)が果たされ、引渡しを請求できる・代金を請求できるという効果(法律効果)が発生する。そして、売買という法律要件をもう少し分解すると

【売買】
第555条 売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

66

▶ 重要条文 効率化!

法律を学習する上で条文をチェックすることは欠かせませんが、本書では重要条文が引用されているので、六法を引く手間を省くことができます。

認められるべきである。
※ 民法で一定規定はしておくと、これと異なる定めをしていないでよい、ということ。

【例】 買貨物の積積をすべき者を買貨人ではなくて買個人とする合意は有効。
【例】 買貨物の支払い期限について、毎月1日に「毎月分を」支払うという特徴も有効。

④ アルファ
任意規定と異なる慣習
任意規定と異なる慣習がある場合に、法律行為の当事者やその慣習による意思を有しているとは認められるときは、その慣習に依り(民599)。

④ 社会的妥当性
⑤ 公序良俗
第90条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。
① 意義
法律行為の目的が反社会的といえるものである場合は、その行為は無効となる。
② ③ ④
個人の意思はなるべく尊重されるべきであるが、社会秩序や一般の道徳観念に反するよう毎行為について法律的に認められるわけにはいかない。

⑥ 用語説明
「公の秩序又は善良の風俗」は、公序良俗といわれる。
⑦ 会社員が親族の役員等
・ 取締役等との個人に反する行為。
・ 親族間の不同親族等との家族的な取引に反する行為。
・ 人を替すとを依頼する契約のように用途上制限される行為。贈与も同様。等々。

71

▶ プラスアルファ 満足感!

適宜、プラスアルファとして、補足的な知識や応用的な内容が盛り込まれているため、中・上級者の方が読んで満足する構成となっています。

第3節 債務不履行

金銭以外のものを約束した場合にも、違約金に関する規定が準用される。

② 民法は、違約金を賠償額の予定と規定している(民540条)。したがって、違約金と別個に損害賠償の請求をすることはできない。また、違約金を支払うことによって本来の債務を免れることはできない。もっとも、「予定」されるだけでなく、賠償者は、反対の主張をあげて、違約金の主張をすることもできる。

③ アルファ
違約金は、契約の履行に反対する制裁として加えられる金銭の給付であり、損害賠償とは別個のものであるから、違約金の給付があっても、なお本来の損害賠償を請求することができる。

8 金銭債権に関する特別
(金銭債権の特別)
第419条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償額は、法定利率によって定まる。ただし、約定利率が法定利率を超えないときは、約定利率による。
2 債項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。
3 第1項の損害賠償については、債権者は、不可抗力をもって抗弁をすることができない。

民法419条は、金銭の功能的な作用と、極度の融通性に基いて、金銭債権の不履行に際して以下の特別を定めている。

① 要件に関する特別
債権者は、損害の証明をすることを要しない(民549条)。債務不履行による損害賠償を請求するには損害の発生および損害額を証明しなければならないという原則に対する例外である。
② 債権者は、不可抗力をもって抗弁をすることができない(同前)。これは、債務不履行による損害賠償責任は、債権者の責めに帰すべき事由に基づくことを要するという原則に対する例外である。したがって、金銭債権については、履行不能はありえず、常に履行遅滞となる。

287

▶ ケーススタディ 臨場感!

具体的な事例や図を用いることによって、複雑な権利関係や法律論点を分かりやすく解説しています。質問形式で始まるため、まるで講義を受けているかのような臨場感を味わいながら読み進めることができます。

▶ 重要 明確化!

学習するうえで必ずマスターしておきたい箇所を、「重要」として表示しているため、学習のメリハリをつけることができます。また、復習の際に重要ポイントを確実に確認するのも効果的です。

▶ 過去問表記 リアル感!

過去に本試験で出題された論点には、出題履歴を表示しました。試験対策が必要な箇所を把握することができ、過去問にあたる際にも威力を発揮します。FH15-17]は、平成15年度本試験択一式試験(午前の部)の第17問で出題されたことを示しています。